

事業主の皆様へ

一般社団法人 新津労働基準協会長

製造業における「職長等能力向上教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法で定める『職長等の教育』（労働安全衛生法第60条）を終了後、労働安全衛生法第19条の2第1項の規定に基づき、定期的に再教育を行うなどレベルアップをはかり、能力向上を充実することが義務付けられています（平成3年1月21日付け基発第39号、推進要綱）。

この度、製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要であることから、推進要綱を踏まえ、職長等の能力向上教育の教育方法の詳細が示されました。（令和2年3月31日付け基発0331第8号）

当協会では、製造現場の責任者として日々活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした能力向上教育を実施しますので、この機会に受講されますことをお勧めします。

記

1. 受講対象者

- ① 職長等に対し、新たにその職務につくようになった後、概ね5年ごと
- ② 機械設備を大幅に変更した時

2. 日 程 令和 5年 9月 29日（金） 9時～16時30分

3. 会 場 新潟市秋葉区文化会館（一階 練習室1）
新潟市秋葉区新栄町4番23号 TEL 0250-25-3301
<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>

4. 定 員 30名 （定員になり次第締め切ります）

5. 受講料 会員 8,000円 非会員 10,000円
【受講料には、テキスト代を含みます】

6. 申込期限 令和 5年9月20日（水）

7. 申込方法 (1) 受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、必ずTEL・FAXの記載をお願い致します。

(2) 受講料は下記口座に振込み願います。

◇ 振込先（一社）新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店（普）0331019

◇ 申込先 〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町4-18-12 （一社）新津労働基準協会

（ TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310 ）

8. 講習内容

内 容 (基発 0331 第 8 号、別表、実行カリキュラムの要件より)		時間
1. 基本項目	(1) ~ (7)	2.0
2. 専門項目	(1) 事業場における安全衛生活動	2.0
3. グループ演習	事業場における安全衛生活動 (危険予知訓練など)	2.0
合 計		6.0

9. その他 ○全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

○当日は筆記用具、お昼を持参下さい。尚近くにコンビニ、飲食店あり

受講日 R5. 9. 29 「職長等能力向上教育」 受講申込書

(会員 ・ 非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
※県内のいずれかの労働基準協会会員は会員とみなします		FAX	()
事業所名		業種	
所在地	〒	従業員数	
受講番号		氏 名	生年月日
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※		(ふりがな)	昭 ・ 平 年 月 日生
※受講番号の欄は当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者: _____ (印)

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセル料は 3 割頂きます。受講者の変更は前日まで
に連絡下されば、可能です。 ※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協
会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。